

## 手話通訳者・要約筆記者の派遣費について

川崎市聴覚障害者情報文化センター（以下、当センター）は、主に川崎市内に居住する聴覚障害者、聴覚障害者団体に対して、公費による手話通訳・要約筆記派遣を業務としております。

行政、川崎市内の企業、団体等が主催する講演会、研修、会議等で手話通訳者・要約筆記者を派遣する場合は、派遣費（通訳料）をご用意いただいています。

### ① 手話通訳者・要約筆記者派遣費（通訳料／1人当たり）

派遣時間	派遣費
2時間まで	8,000円
2時間を超え3時間まで	10,000円
以後、1時間毎に2,000円加算	

※派遣時間は、待ち合わせ時間から通訳終了までとします。（ただし、要約筆記の場合、機材設営、撤収に要する時間を含む）。

※手話通訳・要約筆記は、源泉徴収の対象とはなりません。また、社会福祉事業のため消費税は非課税です。（参考：国税庁ホームページ）

### ② 派遣人数

原則、1時間を超える内容の場合、2名以上を派遣します（講演会等の場合は30分以上）。手話通訳・要約筆記は、話される内容を正しく聞き取り通訳する、また要約して筆記するため、集中力を必要とし、身体的、精神的に大きな負担がかかります。そのため、概ね15～20分で交代しながら行います。なお、要約筆記者の場合、情報保障手段や依頼内容等によっても派遣人数が異なりますので、詳細はご相談ください。

### ③ 交通費

- ・交通費は実費をお支払いください。
- ・事前に算出が困難な場合は、交通費相当額1,000円をご用意ください。

### ④ 支払方法

- ・お支払い頂く金額は「派遣費（通訳料）」と「交通費」の合計金額です。
- ・センターから請求書をお送りしますので、指定の銀行口座にお振り込みください。なお、振込み手数料は依頼者負担となります。

### ⑤ その他

キャンセルは前日の午後5時までにお願ひします。なお、月曜日、祝祭日は当センターの休館日ですのでご注意ください。それ以降のキャンセルについては、派遣費8,000円と交通費実費をご請求いたします。

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会  
川崎市聴覚障害者情報文化センター  
〒211-0037川崎市中原区井田三舞町 14-16  
TEL:044-798-8800 FAX:044-798-8803  
— 手話通訳・要約筆記派遣担当 —